

■ 御前崎市民会館 料金表

現行								改定(令和6年4月1日から)							
1 ホール								1 ホール							
区分		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時	区分		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
平日	A	7,400	10,500	16,800	14,700	23,100	31,500	平日	A	8,100	11,500	—	16,100	—	—
	B	15,800	21,000	31,500	27,300	41,000	51,500		B	17,300	23,100	—	30,000	—	—
	C	22,100	29,400	43,100	37,800	56,700	70,400		C	24,300	32,300	—	41,500	—	—
土曜日	A	7,400	14,700	21,000	16,800	28,400	35,700	土曜日 日曜日 祝日	A	9,200	16,100	—	18,400	—	—
	B	15,800	26,300	35,700	30,500	49,400	59,900		B	20,700	30,000	—	36,900	—	—
	C	22,100	35,700	49,400	37,800	69,300	81,900		C	31,200	42,700	—	55,400	—	—
日曜日・ 祝日	A	8,400	14,700	22,100	16,800	28,400	37,800	空調料		4,600	6,900	—	6,900	—	—
	B	18,900	27,300	41,000	33,600	52,500	65,100	<p><備考></p> <p>1 利用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入場料が無料又は500円以下、かつ商業宣伝若しくは営業又はこれに類する目的の用に供さない場合をAとする。</p> <p>(2) 入場料が500円を超え、かつ、商業宣伝若しくは営業又はこれに類する目的に供さない場合をBとする。</p> <p>(3) 商業宣伝若しくは営業又はこれに類する行為を目的として使用する場合をCとする。</p> <p>2 御前崎市民以外の者が利用する場合は、1に定めるもののほか使用料の10パーセントを加算する。</p> <p>3 準備及び片付けのために利用する場合の使用料は、ホール使用料の20パーセントに相当する額とする。</p>							
	C	28,400	38,900	58,800	50,400	78,800	95,600								
冬期付加金	4,200	6,300	10,500	6,300	10,500	15,800									
夏期付加金	6,300	8,400	15,800	9,500	15,800	22,100	<p><備考></p> <p>1 利用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区分A 入場料又は、会費の類を徴収せず、かつ、物品等の宣伝、販売又はこれに類する目的の用に供さない場合</p> <p>(2) 区分B 入場料又は、会費の類を徴収するが、かつ、物品等の宣伝、販売又はこれに類する目的に供さない場合</p> <p>(3) 区分C 物品等の宣伝、販売又はこれに類する行為を目的として使用する場合</p> <p>2 冬期及び夏期の料金付加期間は次のとおりとする。</p> <p>(1)冬期・・11月1日から3月31日まで、(2)夏期・・6月1日から9月30日まで</p> <p>3 御前崎市民以外の者が利用する場合に定めるもののほか、使用料の10%を加算する。</p> <p>4 準備及び片付けのために利用する場合の使用料は、ホール使用料の20%の相当する額とする。</p>								
<備考>															
1 利用区分は、次のとおりとする。															
(1) 区分A 入場料又は、会費の類を徴収せず、かつ、物品等の宣伝、販売又はこれに類する目的の用に供さない場合															
(2) 区分B 入場料又は、会費の類を徴収するが、かつ、物品等の宣伝、販売又はこれに類する目的に供さない場合															
(3) 区分C 物品等の宣伝、販売又はこれに類する行為を目的として使用する場合															
2 冬期及び夏期の料金付加期間は次のとおりとする。															
(1)冬期・・11月1日から3月31日まで、(2)夏期・・6月1日から9月30日まで															
3 御前崎市民以外の者が利用する場合に定めるもののほか、使用料の10%を加算する。															
4 準備及び片付けのために利用する場合の使用料は、ホール使用料の20%の相当する額とする。															

■ 御前崎市民会館 料金表

現行								改定(令和6年4月1日から)							
2 ホワイエ								2 ホワイエ							
区分		9時~12時	13時~17時	9時~17時	18時~22時	13時~22時	9時~22時	区分		9時~12時	13時~17時	9時~17時	18時~22時	13時~22時	9時~22時
ホワイエ1	1階	530	530	1,050	840	1,580	2,100	ホワイエ1	1階	580	580	—	920	—	—
ホワイエ2	1階	530	530	1,050	1,050	1,580	2,100	ホワイエ2	1階	580	580	—	1,150	—	—
ロビー	1階	840	840	1,680	1,050	2,100	2,630	ロビー	1階	920	920	—	1,150	—	—
第1控室	1階	420	420	1,050	840	1,470	2,100	第1控室	1階	460	460	—	920	—	—
第2控室	1階	420	420	1,050	840	1,470	2,100	第2控室	1階	460	460	—	920	—	—
第3控室	2階	530	530	1,050	1,050	1,580	2,100	第3控室	2階	580	580	—	1,150	—	—
第4控室	2階	420	420	1,050	840	1,470	2,100	第4控室	別館2階	460	460	—	920	—	—
リハーサル室	2階	530	530	1,050	1,050	1,580	2,100	第5控室	別館2階	580	580	—	1,150	—	—
シャワールーム		300	300	600	300	600	900	シャワールーム		330	330	—	330	—	—
舞台		1,050	1,050	2,100	1,050	2,100	3,150	舞台		1,150	1,150	—	1,150	—	—
冬期・夏期付加金		1,050	1,050	2,100	1,050	2,100	3,150	空調料		1,150	1,150	—	1,150	—	—
<p><備考></p> <p>1 ホワイエ等を商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として利用する場合は、使用料を3倍とする。</p> <p>2 御前崎市民以外の者が利用する場合は、上記に定めるもののほか使用料の10%を加算する。</p> <p>3 冬期及夏期の料金付加期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)冬期 11月1日から3月31日まで、(2)夏期 6月1日から9月30日まで</p>								<p><備考></p> <p>1 ホワイエ等を商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として利用する場合は、使用料を3倍とする。</p> <p>2 御前崎市民以外の者が利用する場合は、上記に定めるもののほか使用料の10パーセントを加算する。</p> <p>3 ホールを利用する者のホワイエ1、ホワイエ2、ロビーの使用料は、商業宣伝、若しくは営業又はその類似行為を目的として利用する場合に限り納付する。</p>							

■ 御前崎市民会館 料金表

現行				改定(令和6年4月1日から)			
3 付属設備及び備品等				3 付属設備及び備品等			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
(ホール舞台設備)				(ホール舞台設備)			
平台	1式	1,000	足、け込み共	平台	1台	60	足、け込み共
指揮者台	1台	100	指揮者用譜面台共	演台	1台	100	
楽士用譜面台	1台	50		指揮台	1台	60	
司会者台	1台	300		譜面台	1台	60	
めくり台	1台	50	プログラム台	司会者台	1台	330	
金びょうぶ	1双	2,000	8尺 6曲×2	めくり台	1台	60	プログラム台
看板	1枚	50	立、つり看板	金びょうぶ	1双	2,200	8尺 6曲×2
旗	1枚	100		緋もうせん	1枚	220	
緋もうせん	1枚	200		地かすり	1枚	880	
地かすり	1枚	800		高座用座ふとん	1枚	60	
たたみ	1枚	1,000		音響反射板	1式	3,300	
高座用座ふとん	1枚	50		(ホール照明設備)			
つりバトン	1本	50		フットライト	1式	550	
長机	1脚	100		ロアーホリゾンライト	1列	550	
椅子	1脚	50		アッパーホリゾンライト	1列	550	
移動用黒板	1台	100		サスペンションライト	1台	110	
音響反射板	1式	3,000		シーリングスポットライト	1台	110	
(ホール照明設備)				フロントサイドスポットライト	1台	110	
フットライト	1列	500		ピンスポットライト	1台	1,100	
ロアーホリゾンライト	1列	500		1KWスポットライト	1台	110	
アッパーホリゾンライト	1列	500		500KWスポットライト	1台	60	

■ 御前崎市民会館 料金表

現行				改定(令和6年4月1日から)			
3 付属設備及び備品等				3 付属設備及び備品等			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
ボーダーライト	1列	500		カッタースポットライト	1台	220	
サスペンションライト	1灯	100		エフェクトマシーン	1式	550	
シーリングスポットライト	1灯	100		ストロボ	1台	550	
フロントサイドスポットライト	1灯	100		ミラーボール	1台	550	ライト付き
センターピンスポットライト	1台	1,000		スモークマシーン	1式	1,100	
ステージスポットライト	1台	200		波マシーン	1台	330	
カッタースポットライト	1台	200		(ホール音響設備)			
ディスクマシーン	1式	500		音響装置	1式	2,000	アンプ卓
芯なしダブルマシーン	1台	500		再生・録音機	1台	550	
ストロボスコープ	1台	500		ダイナミックマイク	1本	110	
ミラーボール	1台	500	ライト付き	ワイヤレスマイク	1本	400	受信装置共
スモークマシーン	1式	1,000		移動スピーカー	1台	200	
照明スタンド	1台	100		移動音響卓	1本	1,100	
2連アーム	1台	50		エフェクター類	1台	550	
平置きベース	1台	50		コンデンサーマイク	1本	220	
波マシーン	1台	300		(ホール楽器)			
(ホール音響設備)				グランドピアノ	1台	3,300	
音響装置	1式	2,000	アンプ卓	(ホール視聴覚設備)			
カセットテープレコーダー	1台	300		プロジェクター	1台	1,100	
MDデッキ	1台	500		スクリーン	1張	550	
CDデッキ	1台	500		(その他)			
DATデッキ	1台	500		展示用パネル	1枚	60	組立支柱共

■ 御前崎市民会館 料金表

現行				改定(令和6年4月1日から)			
3 付属設備及び備品等				3 付属設備及び備品等			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
マイクロフォン	1本	100		<備考> この表に定めのない設備日備品等の使用料及び持込器具等の使用料は、この表の類似する設備備品等の使用料に準じて、別に定めることができる。			
ワイヤレスマイクロフォン	1式	1,000	受信装置共				
ステージスピーカー	1対	1,000					
エコーマシーン	1式	500					
サブ音響卓	1台	1,000					
イコライザー	1台	500					
コンデンサーマイク	1本	200					
(ホール楽器)							
グランドピアノ	1台	3,000					
大太鼓	1台	500					
×太鼓	1台	100					
(ホール視聴覚設備)							
映写機	1台	2,000	16m/m固定式				
舞台スクリーン	1張	500					
スライド映写機	1台	500					
(その他)							
展示用パネル	1枚	50	組立支柱共				
<備考> この表に定めのない設備日備品等の使用料及び持込器具等の使用料は、この表の類似する設備備品等の使用料に準じて、別に定めることができる。							